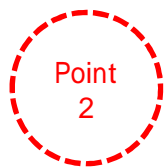


マイナンバー制度がはじまります



区民の皆様1人ひとりに12桁の
個人番号を通知(通知カード)

【平成27年10月～】



希望者へ、マイナンバーが記載
された個人番号カードを交付

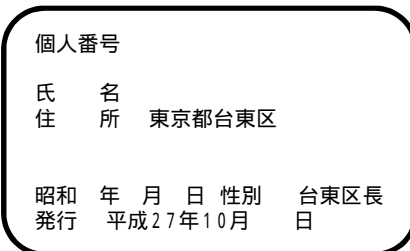
【平成28年1月～】



社会保障・税・災害対策分野
の一部行政手続で番号を利用

【平成28年1月～】

通知カードのイメージ



個人番号カードのイメージ

表面



裏面



個人番号カードは身分証明書
として利用できるカードです。
また、印鑑登録証明書や住民票
の写しのコンビニ交付にも利用
できます。

! マイナンバーは生涯使います
大切にしてください

平成28年1月以降のマイナンバー利用場面 (例)

社会保障

健康保険の資格取得
雇用保険の資格取得
児童手当の給付申請

税務関係

確定申告書の提出
法定調書の提出
給与支払報告書の提出

災害対策

防災・災害対策事務
被災者台帳の作成

国のコールセンター

0570 - 20 - 0178

問合せ: 台東区役所 企画財政部企画課
TEL: 03 - 5246 - 1531